

報告

大学教育の分野別質保証のための
教育課程編成上の参照基準
法学分野



平成24年(2012年)11月30日

日本学術会議

大学教育の分野別質保証推進委員会

法学分野の参照基準検討分科会

この報告は、日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会法学分野の参照基準
検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会
法学分野の参照基準検討分科会

委員長	河野 正憲	(第一部会員)	福岡大学法科大学院教授
副委員長	井上 達夫	(第一部会員)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
幹事	浅倉 むつ子	(第一部会員)	早稲田大学大学院法務研究科教授
幹事	河合 幹雄	(特任連携会員)	桐蔭横浜大学法学部長・教授
	吾郷 眞一	(第一部会員)	九州大学大学院法学研究院教授
	池田 眞朗	(第一部会員)	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	磯村 保	(第一部会員)	早稲田大学大学院法務研究科教授
	井田 良	(第一部会員)	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	辻村 みよ子	(第一部会員)	東北大学大学院法学研究科教授
	長谷部 恭男	(第一部会員)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	北村 隆行	(第三部会員)	京都大学大学院工学研究科機械理工学専攻教授
	淡路 剛久	(連携会員)	早稲田大学法務研究センター招聘教授
	浦川 道太郎	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	寺田 浩明	(連携会員)	京都大学大学院法学研究科教授
	広田 照幸	(連携会員)	日本大学文理学部教授
	廣渡 清吾	(連携会員)	専修大学法学部教授
	藤本 亮	(特任連携会員)	静岡大学法務研究科教授

この報告書の作成に当たり、公開シンポジウムにおいて、以下の方々にご協力いただきました。

小幡 純子	(第一部会員)	上智大学大学院法学研究科教授
松本 恒雄	(連携会員)	一橋大学大学院法学研究科教授
内藤 光博		専修大学法学部教授

日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会

委員長	北原 和夫	(特任連携会員)	東京理科大学大学院科学教育研究科教授
副委員長	高祖 敏明	(特任連携会員)	学校法人上智学院理事長
幹事	藤田 英典	(連携会員)	共栄大学教育学部教授・教育学部長
幹事	本田 孔士	(連携会員)	京都大学名誉教授
	長谷川 壽一	(第一部会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	室伏 きみ子	(第二部会員)	お茶の水女子大学理学部・大学院人間文化創成科学研究科教授
	北村 隆行	(第三部会員)	京都大学大学院工学研究科機械理工学専攻教授
	澤本 光男	(第三部会員)	京都大学大学院工学研究科教授
	森田 康夫	(第三部会員)	東北大学教養教育院総長特命教授
	有本 章	(連携会員)	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学学長
	浦川 道太郎	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	唐木 英明	(連携会員)	倉敷芸術科学大学学長
	小林 傳司	(連携会員)	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授
	塩川 徹也	(連携会員)	東京大学名誉教授
	久本 憲夫	(連携会員)	京都大学大学院経済学研究科教授
	広田 照幸	(連携会員)	日本大学文理学部教授
	本田 由紀	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	松本 忠夫	(連携会員)	放送大学教養学部教授
	山田 礼子	(連携会員)	同志社大学社会学部教授
	吉田 文	(連携会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	河合 幹雄	(特任連携会員)	桐蔭横浜大学法学部長・教授
	川嶋 太津夫	(特任連携会員)	神戸大学大学教育推進機構・大学院国際協力研究科教授
	小林 信一	(特任連携会員)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
	廣田 英樹	(特任連携会員)	金沢大学先端科学・イノベーション推進機構特任教授・副機構長
	吉川 裕美子	(特任連携会員)	大学評価・学位授与機構研究開発部教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	中澤 貴生	参事官 (審議第一担当)
	伊澤 誠資	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	藤本 紀代美	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職
調査	崎山 直樹	上席学術調査員

要 旨

1 作成の背景

2008年（平成20年）5月、日本学術会議は、文部科学省高等教育局長から学術会議会長宛に「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する依頼を受けた。このため日本学術会議は、同年6月に課題別委員会「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を設置して審議を重ね、2010年（平成22年）7月に回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に文部科学省に手交した。

同回答においては、分野別質保証のための方法として、分野別の教育課程編成上の参照基準を策定することを提案している。日本学術会議では、回答の手交後、引き続きいくつかの分野に関して参照基準の策定を進めてきたが、今般、法学分野の参照基準が取りまとめられたことから、同分野に関連する教育課程を開設している大学をはじめとして各方面で利用していただけるよう、ここに公表するものである。

2 報告の概要

(1) 法学の定義

法学は、法を対象とする学問であるが、法は人間社会の規範秩序の一部であり、社会のあり方、人権の保障、社会の安全、経済秩序、紛争の解決などの規範からなり、われわれが社会生活を営む上で不可欠のものであると共に、社会の全般にわたる。法学は、このような法の様々なあり方を明らかにすることを主たる対象とし、人が社会生活を営む上で最も基本的な人と人との関係を規律する規範を主たる対象として様々な角度から考察する学問である。

(2) 法学固有の特性

① 法学の一般的性格

法学は、人間が社会生活を送る上で基礎となる規範を学問対象とする。人間の生活領域が極めて多様であることから、これらの法規範も多面にわたる。法規範は、人間が社会生活を営む上で重要な役割を有するが、それは常に一定の価値原理に関係している。われわれの社会では、自由や平等、民主主義をはじめとする様々な価値原理やそれを実現するための実定法規定、さらにその基礎となる法原理や法制度が存在する。法学では、これらを考察の対象とするが、その際、多様な価値観を承認した上で社会に受け入れられる合理的な根拠に基づく判断のあり方などを考察する。

② わが国の法学に固有の性格

わが国の法学は、ヨーロッパ大陸法の影響を受けて「学問としての法学」の性格が強い。また、実定法規範は「制定法」としてのかたちをとり、従来、実定法学の中心は制定法の解釈であった。しかし急速に変化する社会では「立法」のための法学も極めて重要になっている。また法規範は具体的事件に適用されなければならない

いが、その際には具体的事案における利害の分析と調整が不可欠である。

③ 法学教育の今日の問題点と今後の方向

わが国の社会では今日、著しく「法化現象」が進行しており、様々な問題を法的に解決する必要性が増大している。このため、法曹人口の増大を目的として法科大学院が設置された。もっとも、そこで目指された法専門家は、主として法廷における法的処理を目的とする法曹であった。しかし、社会における法的問題の処理の必要性は極めて多様であり、法廷外においても社会の様々な局面で、法的素養を持った人材が求められている。これらの人材の養成は、従来から大学における法学の専門教育が担ってきたし、今後もこの事情は変わらない。

わが国の法学教育は伝統的に法実務にとらわれることなく、様々な隣接諸学問をも包摂して行うという傾向が見られた。このような法学のあり方は、急速に変化する社会で法学が果たす役割を考える際には極めて重要である。他方で、わが国の法学研究はますます細分化の方向をたどりつつある。このような傾向は、法学教育にも反映している。細分化の傾向により、法学を学修しようとする学生にとっては全体の鳥瞰が困難となり、法学の学修の意義と意欲を失わせる恐れがある。

最近の大学進学率の大幅な増加により、学生の学力に大きな分散が生じていることは事実である。しかし、このような事実を消極的にのみ評価するべきではない。社会の広い層で法学の専門教育を受けた職業人や市民が育成されることは、社会的に見て極めて有益である。

(3) 法学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的素養

① 大学のユニバーサル化と法学教育

法学教育の目的が多様であることから、法学の教育では単なる法知識の修得が目指されるべきではなく、むしろ、その基礎となる思考方法や法的素養の修得が目指されるべきである。

② 考えられる基本的素養の内容

法学教育を受けた学生が修得する基本的素養には次のようなものが考えられる。

- a 日本国憲法を中心とする国家規範の構造の理解、特に国民主権、三権分立、基本的人権の尊重
- b 制定法の理解と、その基礎にある様々な価値観や法治主義、適正手続、罪刑法定主義、所有権の保護、契約自由等の法原理の理解
- c 法を運用する様々な機関の理解
- d 法的判断の持つ特殊性の理解
- e 法的判断過程における「説得」の重要性の理解
- f 様々な考え方の分析能力とコンセンサスを得るための調整能力の涵養
- g グローバル化に伴う様々な法的問題とその基礎にある文化の多様性の理解

③ 特定の法学分野を深く学ぶことで得られる素養

法学は、具体的には公法学、民事法学、刑事法学、社会法学、国際関係法学、基

礎法学、新領域等の特定分野についての教育がなされてきたが、これらの各分野の特性に応じて得られる素養もそれぞれに異なっている。

④ ジェネリックスキル

法学の学修により、専門的知見のほかにも、人権感覚、公と私の区別、公と私の認識、調整能力、弁論能力、交渉力、組織マネジメント能力、危機管理能力等の修得が期待される。

(4) 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え

大学のユニバーサル化に伴い、法学教育への需要は多様化し、その受け手の関心も従来とは異なっており、教育方法もこれに応じたものでなければならない。その方法も、法的知識の修得に限定せず、問題解決能力、文章読解・作成能力の向上、そして何よりも法学の学修へのインセンティブ向上など、多様な方法の開発が重要である。

(5) 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

法学は、われわれの市民生活における規範を対象とすることから、その学修では何よりも市民性の涵養が基本となる。この観点からの法学の基礎教育は、専門教育の向上にもつながる。

(6) 法学教員の問題

新たな法学教育の実現には、それを担う広い視野と教育能力のある教員の養成が不可欠である。

目 次

1	はじめに	1
2	法学の定義	2
3	法学に固有の特性	3
(1)	法学の一般的性格	3
(2)	わが国の法学に特有の性格	3
①	学問としての法学	3
②	大学における法学教育が養成しようとしてきた人材	5
(3)	法学教育の今日の問題点と今後の方向	5
①	法学教育の役割	6
②	わが国の法学の新たな動向	7
③	大学間の差異と進学率の増加がもたらす問題	8
4	法学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養	8
(1)	大学教育のユニバーサル化と法学教育	8
(2)	考えられる基本的素養の内容	9
(3)	特定の法学分野を深く学ぶことで得られる素養	12
(4)	ジェネリックスキル	14
5	学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方	16
(1)	大学教育のユニバーサル化と法学の専門教育	16
(2)	法学教育の方法	16
(3)	評価の観点	18
6	市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり	20
(1)	教養教育と法学専門教育との関係	20
(2)	法学部における専門教育の基礎としての法学基礎教育	21
(3)	教養教育としての法学教育	22
7	法学教員の問題	23
<参考資料 1>	法学分野の参照基準検討分科会審議経過	24
<参考資料 2>	公開シンポジウム「これからの法学教育—法学分野の [参照基準]を考える」	26

1 はじめに

わが国では、近年、出生率の低下に伴う若年層の人口減少に起因して大学への進学率が高まり、半数を超える、いわゆる「大学のユニバーサル化」の現象が著しく進行している。そのために、大学における専門教育のあり方も全面的な見直しが必要になっている。これまでは大学における専門教育は、選抜された者に対して行われ、そこで与えられる教育の質も相当の理解水準を所与とすることが自明の前提であった。しかし、大学のユニバーサル化の進行により入学者が多様化する中で、このような伝統的な大学における専門教育も大きな改革の課題に直面しており、大学における専門教育の質をどのようにして保証するのかが問われている。

大学における法学の専門教育もまた、このような大学全体の大きな変化の中でその再検討が不可避である。加えて法学教育に関しては、大学全般の上記のような変化だけでなく、わが国の社会における「法」をめぐる急激な変化をも十分に考慮したものでなければならない。

周知のように近年の急激なグローバル化の進展と、それに伴うわが国の社会の様々な局面における規制緩和は、一面で自由競争を促進したが、他方で紛争の顕在化をもたらし、立法、訴訟提起の両面で、社会全般が、より法に頼ろうとする「法化現象」を著しく進展させている。その結果、社会の様々な問題を解決する上で法的処理の必要性が増加し、またそれに対処するための「司法改革」がなされた。法曹養成のために、法科大学院が開設された際、これに関連して大学における法学教育全般の意義等についても再検討がなされるべきであった。しかし、法科大学院が法曹養成を主眼とした高度に専門的な法実務家養成のための教育機関として設置された一方、そうした改革の目的と照らし合わせた、学部における法学専門教育の抜本的見直しや、その新たな位置づけの見直しが行われたわけではなかった。

わが国の社会では、法的問題のすべてが法専門職である法曹によって取扱われているわけではなく、むしろ、大部分は法曹ではない者によって行われている。大学における法学教育は、そうした社会の様々な分野で活躍する「法的リテラシーを有する者」の育成を目的としてきた。このような状況は維持されるであろう。本来、法に関する問題は社会のすべての局面にわたり、それに従事する人々の役割も極めて多様である。これらの者に法に関する専門教育を通して法に関する基本的素養を涵養することが、大学の法学教育の使命であり、その重要性は今後ますます強くなるであろう。

本報告では、わが国の社会で法学教育が果たしている社会的役割を明らかにし、今後もより広い層の人々に対して、様々なかたちで行われるべき法学教育の意義を明示する。それと共に、大学で法学を学んだ者に期待される基本的素養を提示することにより、大学教育での法学教育の質をいかにして保証するかに関する各大学の真摯な努力に資するべく、基本的な考え方を提示することに努めた。今日の社会における多様な法学教育の重要性に鑑みて、より実効性のある法学教育が実現されるよう、本報告がその一助となれば幸いである。

2 法学の定義

法学は、対象と方法において多様な分野を含むために、一律に定義することは困難であるが、ここでは主として「大学における法学教育」との関係で、定義を行う。

法学が対象とする「法」は、人間社会の規範秩序の一部であり、社会のあり方、人権の保障、社会の安全、経済秩序、紛争の解決制度などに関する規範等からなる。それらは国家権力によって執行され、担保されると同時に、国家権力の行使を抑制するシステムであり、この点で一般道徳とは区別される。このように法は、われわれが社会生活を営む上で必要不可欠のものであり、われわれの生存や生活の全般にわたる。

法学は、法の様々なあり方を明らかにすることを主たる対象とする学問である。そもそも法がわれわれの生活の全般にわたり、しかもそれがわれわれに関係する仕方も様々であることから、法学の対象や考察方法や学問の方法も一様ではない。したがって、法学とはどのような学問分野であるかを明らかにするためには、法学の主要分野についてそれぞれの対象と考察方法の特性を示す必要がある。

法学の主要分野としては、わが国で現に行われている法規範のあり方やその現実の社会生活での適用を中心とした「国内実定法」の分野、国際社会における法規範のあり方や諸外国との法的関連等を対象とする「国際関係法」の分野、法の基本特性やその歴史的由来、法が社会で果たしている機能等を考察する「基礎法学」の分野、さらには従来の各分野の枠組みを超えた「新領域」諸分野があり、それぞれで考察方法が大きく異なる。

これらのうち法学の中心を占めるのは「国内実定法」の分野であり、それは、日本国憲法を中心に、様々な法律、命令を中心とした実定法規範の内容の分析と、その現実の運用によって形成された法理論の理解を基礎として、これらの法規範の現実的な解釈・適用を主として研究する学問である。また、「国際関係法」は、各国の国境を超えて国家間の権限問題や国際的なレベルでの個人の諸権利の実現などについて考察する学問分野である点で、「国内実定法」の分野とは異なった性格を有する。もっとも、今日のわれわれの社会はグローバル化が進行しており、いずれの国内法分野でも対外的な関係を見捨てることはできない。また、国際関係法の分野でも条約等の国内的な適用関係が重要になっており、相互の分野は交錯し、区別は相対化している。これらに対して、「基礎法学」は、法というものの根本的な意味、性格を明らかにし、またその政治的、経済的、社会的かつ文化的な諸条件との関連を探究し、歴史的展開の実相を解明しようとする学問分野であり、それに応じて固有の考察方法を有する。さらに、新領域の分野は、現代において新たに認知された諸問題について、上記諸分野の対象や考察方法を横断し、総合的な研究を行う学問分野である。

以上のように法学は、人が社会生活を営む上で最も基本的な人と人との関係を規定する規範を主たる対象として考察する学問である。法学は、社会生活関係の諸側面に応じて対象と方法を異にする各法分野を包摂し、様々な観点からこれらの規範に関し

て生じる問題を解明しようとする学問である。

3 法学に固有の特性

(1) 法学の一般的性格

法学は、人間が社会生活を送る上で基礎となっている規範を学問の対象とする。人間の生活領域が極めて多面的であることから、これらの規範もまた、規範を考察の対象とする法学も極めて多面にわたる。人間が社会生活を営む上で必要な規範は常に一定の価値原理に関係し、それらの価値原理に即して、われわれの行動の当否や、その実行に関して生じる様々な問題が扱われる。法学はこのような問題を直接学問対象とする点で際だった特色を有する。

特に大学における法学の研究・教育においては、現在のわれわれの社会を構成している法規範の基礎となっている自由や平等、民主主義等をはじめとする様々な価値原理およびそれらの具体化をはかるための様々な実定法規定や、その基礎となる法理論、およびそれを適用するための法技術などが、その対象となる。その際、これら自体の考察だけではなく、それらをめぐって生じた事件等について具体的に考察がなされる。そこには、様々に対立する利益や価値観などに応じて相異なる主張が交錯するのであり、それらを調整し、それらに対する適切な判断をするための理論の構築が重視されてきた。こうして法的判断においては、様々に異なった見解やその背後にある様々な価値観などを分析し、人々が持つ多様な意見を十分に理解し、それらを適切に調整しつつ具体的な結論に至るための枠組みを明らかにする必要がある。

法学においては、このような要請に対応するために、様々な学説が提唱され展開されてきた。法学とは単に形式的・論理的な関係のみで一つの「結論」を真実であるかのように追求する学問ではない。多様な価値観や利害に応じた意見や主張が並存することを認識の前提としつつも、それらを考察するに際しては、その基礎となった価値観の違いにも立ち返って検討することが重視され、それらが様々な法学説となって展開されている。またこのような対立は、裁判手続を通して解決されることも多く、それらは「判例」というかたちで蓄積される。具体的な法的判断は、単に理論として提示されるのではなく、最終的には社会的に受けいれられ、われわれの社会生活の中で実現されなければならない。そのためには、その法的判断は、法的規律を前提としつつも同時に、社会に受けいれられるのに必要な合理的根拠を有することが不可欠である。

(2) わが国の法学に特有の性格

① 学問としての法学

わが国の法学は、主としてヨーロッパ大陸で発展した近代法を継受し発展させたものであり、このような歴史的背景から法学は、その学問のあり方に関してわ

が国特有の事情がある。わが国の学問としての法学は、フランスやドイツ等の大陸法を継受し、とくに「学問法」の伝統を有するドイツ法学から影響を受けてきた。したがってわが国の法学は、法理論の形成に強い傾斜を示し、大学における法学研究およびその教育においても、伝統的に各法学分野における体系的・理論的研究を重視し、精緻な法理論の構築が目指されてきた。本来法学は、法実務との関係を抜きに論じることができないが、わが国の従来 of 法学研究ではこのような法実務との関係が密接であったとはいえない。また、そうした理論重視というわが国の法学の基本的な性質は、法学研究における研究分野の細分化を著しく促進したが、このことは大学における法学教育の基本的な性格をも規定している。

わが国の実定法学が主として考察の対象とする実定法規範は「制定法」の形式を採るが、これらの実定法規自体は決して万古不変のものではなく、むしろそれは社会の変化やその他様々な事情に応じて、立法機関による改廃や裁判所の判例による修正の可能性を包含する。もっとも、わが国が継受したヨーロッパ大陸の法制度は、イギリス、アメリカなどのコモン・ロー諸国とは違い、立法機関において制定された「制定法」の解釈適用が基本とされてきた。そこでわが国の実定法学も、制定された法律条文の構造理解、その解釈などに関する基礎を提供する法理論や技術の研究・教育を、中心的な任務としてきた。しかし、実定法の研究においても、実定法の文言や、それに関する判例による細かな解釈のみを考察の対象とするわけではない。むしろ実定法規の文言の改変にもかかわらずその基礎に存在する理論や基本観念を明らかにすること、またこれらの実定法の改廃を先導する識見を養うことも重視されてきた。

さらに、急速に変化し、新たな法規制を必要とする現代社会では、単に過去に立法された法規のみを研究の対象とするのでは不十分である。新たな社会の必要性に基づいた「立法」のための法学研究も極めて重要になっている。そのためには単に所与の法規の分析や研究では不十分であり、社会の現実から法的規律の必要性を認識し、そのための基本的な法理を発展させる能力が求められる。こうして、法学の研究や教育においては、個別の法規定の細かな法技術的問題にとどまらず、これらの個別問題を越えた、社会と法の基礎的な考え方などの理論研究・修得が併せて必要であると考えられる。

他方で法律等の規範は、具体的事案に即して現実に適用され、運用されなければならない。このような法規範の実際の運用の面においては、様々な関連する社会的な利害対立の調整が求められ、これらの対立する利害や見解の詳細な分析が不可欠であり、この分析能力の涵養においても、法学が果たす役割は大きい。わが国の法規範は、比較的簡潔で抽象的な文言で規定されており、一般的で汎用可能な規律となっている。それだけに一層、これらの法規範を現実の社会事象に適用するに際しては、単に法規の文言の形式的解釈や適用から直ちに結論を導き出すことは困難である。様々な法原則や解釈理論を構築し、それらを介して、特に問題となる様々な具体的な利害分析を行い、法の基礎となった価値原理間の衝突

を調整することが強く求められる。とりわけ、個別の事件処理を通して積み重ねられた「判例」は、そのような規範の具体的適用例として重要な意味を持つ。

法学の研究ではこのように、規範の具体的適用のために必要な法理論の構築に力が注がれているが、そこにおいては、後に述べるように、次第に専門化が進行しており、各分野での分業化の傾向が顕著である。

② 大学における法学教育が養成しようとしてきた人材

法学の研究・教育には、法の理論的な研究・教育に加えて、それをもとにして現実に法を適用し運用する実務に密接に関連した事項の研究・教育がある。

わが国の大学における法学専門教育は、伝統的に専ら法理論の教育を中心とし、法実務に携わる法曹養成に特化した職業教育としては位置づけられてこなかった。これもまた一面で、大学における法学研究の傾向を反映したものである。社会的にも、わが国では大学における法学教育は、法律専門職としての法曹として直ちに実務で活躍するために必要な専門的な技能を教授しトレーニングするような、法実務に特化した教育として位置づけられておらず、むしろより一般的なかたちで法律問題に関わる人材を養成することが目的とされてきた。法学部での法学教育は、様々な分野に進むための基礎的な法学教育であって、法に関する基本的な理論や考え方などの修得を中心にした教育を行うなど、広範囲の人材養成を目的としてきた。

このようなわが国の大学での伝統的な法学の研究・教育は、わが国の社会が「法治国家」として発展するためには極めて重要な役割を果たしてきたし、そのような意義は今日においても基本的に変わっていない。わが国の社会が法治国家として成り立つためには、単に少数の法律専門家職業集団としての法曹が存在するだけでは不十分であり、社会の様々な分野において必要な専門的法知識を持った人材が継続的に育成され供給されなければならない。また、広く法知識を有する市民が広い範囲で存在することも、安定した民主主義に基づく法治社会を形成し維持する上で不可欠である。

わが国の大学における法学の専門教育は、このような幅広い法知識を有する人材として、国家公務員、地方公務員、一般私企業などで法律問題に携わる者等、社会の様々な分野で、日常的に生じる様々な法的問題を的確に処理し、様々な人的組織を合理的に先導することができる能力を有する人材を養成することを、主要目的としてきた。そこでは、各分野で異なる個別具体的な細かな法知識や法技術の修得を直接の目的とするのではなく、むしろジェネラリストとして活躍するような広い視野に立った大局的判断力を有する人材の育成が目的とされ、そのために必要な能力の修得が期待され、その基礎になる「法的素養」の涵養が主眼とされ、重視されている。

(3) 法学教育の今日の問題点と今後の方向

① 法学教育の役割

今日の大学における法学教育を考えるに際しては、大学が置かれている環境、およびそこでの法学教育の現状を直視する必要がある。

わが国の社会では今日、とりわけ国内的にも、法のルールに従って紛争を解決しようとする社会の法化現象が著しく進展し、また経済のグローバル化に伴う国際的な法的問題の処理の必要性が著しく増大している。そこで、このような新たな社会現象に対応しうる能力を持った法曹を養成する必要性が高まっており、そうした要請に対処するために、司法制度改革の一環として、法曹に特化した人材を養成するための教育機関として法科大学院が設けられた。そこで、このような現状の中で改めて、大学の学部段階における法学教育の果たすべき役割とその意義が明確に位置づけられなければならない。新たに設けられた法科大学院は、専ら法律専門職としての法曹の養成に特化した目的をもって設けられている点が、極めて重要である。本来、法曹が社会において活動すべき範囲は広範にわたりうるが、新設された法科大学院における教育の中心は依然としてわが国における伝統的法曹像を前提としている。そこで養成が予定される新たな法曹の活動領域は、これまでと同様、司法試験科目との関連もあり、主として「法廷活動」が念頭におかれ中核とされている。その結果、法科大学院の教育も、それに直接関連する分野である実定法の解釈・運用を中心とした法技術の教育に集中する傾向が見られる。したがってそこで予定される法曹の扱う法律問題も、法曹一般の活動形態である伝統的な日常的な法業務である。ここでは、先進的な専門分野への果敢な取り組みや、グローバル化に伴って発生する様々な国際的な問題に積極的に従事する法曹養成のための教育、ないしそれらに発展し得るような教育は、個別的には試みられているが、必ずしも制度的に十分に展開されているとはいえない。このような法科大学院の現状は、法曹の職域拡大を含め、その設立の本来の趣旨に立ち返って抜本的に改善される必要がある。

他方で、今日の社会では、様々な分野において法的問題の処理が必要とされてきており、これらの領域は社会の法化現象の進展によりますます拡大している。これらの処理は、法廷技術の専門家である狭義の法曹としての弁護士のみが扱う分野とはされておらず、そのためには別の様々な法律関連の専門職が設けられ、それらに委ねられている。これらの「非法曹としての法律専門職」が扱う職業分野には、パラリーガルとしての裁判所における専門職員や刑事・民事事件に関わる様々な専門職員、登記やその他の登録や法律文書の作成などに関わる司法書士、弁理士、行政書士、国家・地方公務員のほか、一般企業やその他の団体において生じる様々な法律問題の処理に携わる者等があり、極めて多様で多彩となっている。これらの職業に携わる者の多くが、大学における法学教育を受けた者によって占められている。今後も、法学の基本的な教育を受けた上で、法曹以外の多様な法律関係に関わる職業に従事する者に対して、社会的な需要はますます拡大し続けるであろう。

また、NPO・NGOや市民運動などの活動、あるいは個人としての勤労者・消費者などの立場で、一般の人々が法的問題の処理に関わる機会も増加している。社会の法化現象の進展によって、これらの人々が法律に関わる諸問題に触れ、相互に対話し、問題を処理していく場面が増えているといえる。そうした場面では、法学の基本的教育を受けた者が、対話の質を高め、問題を適切に処理していく上で、重要な役割を果たすことになる。

法科大学院の設置によっても、以上のようなわが国の法学教育の修得者に対する需要に大きな変化はなく、むしろますます増大しているといえる。

② わが国の法学の新たな動向

わが国の法学は、近年では、裁判所で行われる法実務に必要な事項のみに研究対象を限定するのではなく、各実定法分野においても、研究対象をより広くし、法が社会で機能するあり方などをも視野に入れた研究等がなされる傾向が顕著になっている。これは、わが国の大学における研究・教育が伝統的に狭義の法実務にとらわれることなく、むしろ広く法律に関わる多彩な分野を対象としてきたことと軌を一にしている。さらには、法学の研究・教育が制度的に「法学部」という形態をとる場合であっても、その構成は政治学も包含し、あるいは法文学部や法経学部というかたちで複数の異なる分野を含むかたちで行われてきたこととも軌を一にしている。このように複数分野を含む体制は、法学教育の面でも、単に狭い意味での実定法のみ教育にとどまらず、より広く経済学や社会学などの社会科学に加え、人文科学をも学ぶことを推奨し、また制度的にもその可能性を保障してきたという特徴を持つ。

わが国における、そうした法学のあり方は、急速に進展する社会で法学が果たすべき役割を考えると、極めて重要な意義を有する。進展する社会では、単に既存の法を所与のものとして考察の対象とするのでは不十分であり、たとえば社会の進展や新たな要請に対応した法の機能や、新たな法による規律を確立するための立法学の構築が不可欠である。そのためには、法学と政策学、法学と経済学・経済政策学、法学とジェンダー研究、法学とマイノリティー研究、環境法と様々な自然諸科学との連携、医療や薬品、食品の安全と法学との関わり等、法学以外の学問諸分野との強い連携と協働が要請される。法学研究におけるこのような方向は、今後追求されるべきであり、法学教育にも反映されなければならない。

ところで、わが国における大学の法学研究は次第に細分化が進行しており、その結果、法学の諸分野は互いに独立した領域と見なされてきた。そして、各個別領域における専門化も進行している。法学は、「実定法学」（公法学、刑事法学、民事法学、社会法学など）、「国際関係法学」、「基礎法学」などの伝統的分野によって成り立ってきたが、今日では、これらに加えて「新領域」の学問（たとえば、法と心理学、法と経済学、立法学、環境法、ジェンダー法など）が登場している。

伝統的な法学部における法学の専門教育では、以上のような法学の専門分野に

基づきそれぞれの科目に分かれて専門的な教育が行われている。学部における専門教育では、一般にこれらの科目を満遍なく履修し、法学の様々な分野について広く、一応の概論的知識を修得することが目指されてきた。それらの基本的知識の修得により、法の多様性を学び、それらを学修する過程で自ずと法学の基本的思考方法を獲得することが期待されている。このような基本事項の修得は、卒業後様々な法律分野に進む場合に必要な基本的素養と考えられている。

とはいえ、法学における専門分化が進んでいる傾向は、学生が法学の全体像を理解し、その中で各分野が果たす意義を理解することを難しくしていることも事実である。このような困難性は、専門教育をはじめめる段階では特に顕著であるために、学生にとって法学を学修することの意義を見失わせる恐れが大きい。したがって専門教育における初期の段階での法学の全体に関するオリエンテーションを実施する必要性は高い。

③ 大学間の差異と進学率の増加がもたらす問題

わが国の社会では長い間、どの大学の入試に合格したかが、キャリア形成において重視されてきたといえる。そのため入学段階での学生の学力には大学間で大きな差があることは否定できない。他方、近年では大学進学率は増加の一途をたどっている。その結果、かつて大学に進学してきた層と比較して、基礎学力が十分でない者も学生も大学に入学して専門教育を受けるようになっている。そのような学生層の変化に応じて、法学教育に対する社会的需要が変化しており、法学教育に求められる要請も多様化している。このような現状は、決して消極的にのみ評価すべきではなく、社会の幅広い層で、法学を基盤にした職業生活や市民生活が営まれていく可能性を積極的に位置づける必要がある。むしろそれに応えるように大学における専門教育のあり方自体の再検討に取り組むべきであろう。このような事態への対応として、新たな法学教育への需要を見据えて、法学教育の内容と方法を検討・開発することが必要である。

4 法学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

(1) 大学教育のユニバーサル化と法学教育

今日のわが国の大学では著しい進学率の高まりにより大学教育のユニバーサル化が進行しており、法学の専門教育も大きな改革の課題に直面している。それは、大学で法学を学ぶことへの社会の一般的な期待が変化し、法学教育の目的がますます拡散し、多様化したことから生じている。

法学教育を総体的に見れば、その目的は多様である。個々の法律の専門的知識や法実務を前提とした、単なる法技術的能力の獲得のみを主たる目的として設定することが適当でないことは、既に指摘したとおりである。むしろ、大学における専門教育としての法学の学修では、根本的な法的問題についての基本的な考え方などの

修得が重要であり、当然の前提とされてきた。将来様々な法律専門職に就こうとする者に要求される個別的で多様な法技術的知識は、それぞれの専門職に携わろうとする者が、それぞれの進路に沿って別途獲得すべきものである。大学の法学の専門教育では、むしろ、これらの個別の専門的技術的事項の修得では得ることのできない、法に関する基本事項、基本的な思考方法や法的リテラシーなどを学ぶことが重要である。それらは、将来、法に関わる様々な専門職に従事することになる者だけでなく、よき市民としても基本的に有すべき素養である。

(2) 考えられる基本的素養の内容

法学の専門教育によって獲得が期待される事項や専門性レベルは、大学における法学教育の目的や要請が今日では極めて多様化していることから、進路に応じて極めて多様なものになっている。法学を修得した者にとっての主要な進路としては、法科大学院に進学し法曹となろうとする者、その他の法律分野の資格を取得するなどパラリーガルとなる者や、国家公務員となる者、地方公務員となる者等の進路があるほか、多くの者は様々な一般企業に就職しているのが現状である。大学教育のユニバーサル化の進行は、このような法律の非専門職への就職者の割合を格段に増大させている。もっとも、大学教育のユニバーサル化が進展したとしても、高度の法律専門職に進む者に必要な、高いレベルの専門教育を与えることの重要性自体が消滅したわけでないことも明らかである。

法学履修者の進路の多様化と共に、進路によって期待される専門性のレベルや内容も大きく異なることから、大学の学部段階における法学専門教育の基本的な目標を一律に設定することには無理がある。そこでこれを大別して三つに分けて検討することが適切であろう。すなわち、考えられる目標としては、「法曹養成」「法的リテラシーを身につけた非法曹やリーダー育成」および「法的市民育成」である。

大学の専門教育を受けた後、狭義の「法曹」として、裁判官、検察官、弁護士になろうとする者には、さらに法科大学院において裁判実務を中心とした様々な法分野に関する専門知識や法技術の修得が予定されており、これらの職業に必要な専門的知識や技能の修得自体は法科大学院での教育に委ねられる。しかし、そこでの教育が、法曹に必要な専門技術的事項、特に法廷活動に必要な事項に集中しがちであることから、基本的な素養を法学部において身に付けることには重要な意味がある。

非法曹として法に関する専門的な職業に携わろうとする者には、その進路に応じて、必要な基本的素養は一様ではない。たとえば国家や地方公共団体において法律専門職に従事する者は公法部門に重点を置いた履修が、取引関係に従事する者は私法関係の科目の履修が、社会保障などの分野に進もうとする者にとっては社会法分野の履修が、また国際的な関連性が強い職業に従事する者は国際関係の科目の履修が不可欠であろう。したがって、学部段階でこのような進路に関連する事項を重点的に学修することは合理的である。

また法学履修者のうち、必ずしも特定の法律専門職に進まない者も多い。これらの者も、その相当数が会社において商取引関係に従事し、中間管理職としてあるいは労務関係に従事することで、直接・間接に法律問題に関与する可能性は極めて大きい。また今日では、一般的市民生活においても、様々なかたちで法律問題に関与する機会が多い。われわれが社会の一員として生活する以上、様々な職業において、また、一般的市民生活で直接・間接に様々なかたちで法律問題への関与は避けられないであろう。法的な基本素養(法的リテラシー)と法的な観点からの批判能力を有する者を多く社会に送り出すことは、わが国の社会の安定性を維持促進し、社会生活をより健全なものにするために必要であり、この意味においても法的専門教育を受けた者に対する社会の要請は極めて大きいといえる。

いずれの分野でも、グローバル化時代に対応できる人材としての基本的素養は、総じて広く必要とされているが、法学の分野でもこれらについて学生の関心を喚起しその基本的素養を身に付けさせることは重要であり、主として学部の専門教育による必要がある。

法学を履修した者の向かう進路は様々であって、それぞれに応じて履修すべき分野に違いがあり、必ずしも共通した特定の「法知識」の修得が最終目的とされるわけではない。しかし、そのような個々の相違にかかわらず、法学の履修においては一般的に修得が期待されるいくつかの基本的素養があると考えられる。それらには、おおよそ以下の事項が考えられる。

ア 日本国憲法を中心とする国家の規範構造を理解し、わが国の国家体制が、根本的に国民に主権があること、また国家機関が、立法、行政、司法という三権の分立によって成り立っていること、基本的人権が最も重要な憲法的価値として尊重されるべきことについて深い理解を得ることは、社会生活上極めて重要である。

また、わが国の法制度は、日本国憲法を中心とした様々な法規範によって構成されており、これらに基づいた法治国としての仕組みを知ることが求められる。このような、国家における法規の構造や国家制度の理解、基本的人権の思想やその現実のあり方などについての基本的な理解は、すべての法律問題の考察にとって基礎であるだけでなく社会生活の基本であり、この点の教育はすべての法学履修者に不可欠の事項である。

イ わが国の法制度は、基本的に国会が制定した「制定法」を基礎として構成されており、法的な判断をするにあたっては常に、その基礎として法律条文や規則などの正確な読解能力が求められる。また、各法分野では、それぞれの法制度の基礎となる価値観や基本原則などが存在し、これらを基礎としてそれを現実に実現するための法体系が構築されている。したがって、各法律の理解にはその基礎となる価値観や基本原則の正確な知識が不可欠である。たとえば、法治主義、適正手続(デュー・プロセス)、罪刑法定主義、所有権の保障や契約自由などの諸法原則の理解が求められる。

ウ 法は様々な機関によって運用されている。わが国の法制度は、裁判所、検察庁などの司法機関、さらには公正取引委員会、労働委員会などの準司法機関によって実際に機能している。これらの諸機関が社会で果たしている役割とその意義を理解することが極めて重要である。特に司法制度の理解は法学を学ぶ上で前提となる基本知識であり、今日では、裁判員制度の導入に見られるように、司法制度と国民の関係はますます身近になっている。これらとの関連で、警察制度、刑事施設や犯罪状況等についても基礎的な知識を得ることは、市民として必須の事柄になっている。

エ 法的問題を判断するに際しては、その考察方法の特殊性を理解する能力を有することが不可欠である。法的判断ではしばしば「規範的判断」が求められることから、その意義が理解される必要がある。法律問題では、たとえば発生した様々な事柄についてその責任の所在などを明確にすることが課題となる。このような問題の判断においては、単なる事実としての関連性の有無を問題とするのではなく、むしろ一定の法が予定する価値に基づいて、設けられている規範により事柄の重要性の濃淡についての判断がなされる必要がある。そのためには、それぞれの法規範が前提とする価値原理を理解し、それに関連した具体的で的確な判断をすることができる能力の修得が不可欠である。このような判断形式は一定の価値判断に基づいたものであることから、価値中立的な自然科学的判断とは異なっており、特殊である。

オ 法的問題の判断過程では、しばしば、特定の結論のみが正しいとされるわけではなく、いくつかの選択肢の中から一定の結論を選択しなければならない。様々な可能性の中で、ある結論を選択するに際しては、それが社会的に妥当な判断であることを示す「説得の論理」が求められる。法的判断ではその結論に至る過程を論理的に説明し、法的倫理に基づいて第三者を説得することが不可欠であり、法学の履修においては、意見の多様性を認めながらも、一定の結論が選び取られる過程での論理的な説明能力の涵養が目指される。

カ 法的な問題の解決においては、しばしば様々な価値観や利害の異なる多様な意見を調整し、社会や団体における合意形成を図ることが求められる。法学の様々な分野での学修を通して、多様な見解の間での利害の得失を分析し、その間を調整する能力を涵養することが求められる。

キ 社会のグローバル化の進展に伴い、法的問題も国際的な広がりを見せている。しかしながら、それぞれの国の歴史的背景は多様であり、社会における文化や国民性も異なるために、汎用性のある紛争解決ルールを見いだすことは容易ではない。それだけに、グローバル化する社会における法的紛争の調整能力を養うためには、まず、それぞれの社会の背景にある文化や国民性またそれらを培った歴史的経緯を学びながら、グローバル化する社会における紛争解決の難しさについても理解を深めることが不可欠である。

法学の学修によって期待される以上のような基本的素養は、そのすべてについて満遍なく修得することが理想である。しかし、それは決して容易ではない。したがってこれらの様々な能力の獲得を必ずしも均等に考える必要はない。むしろ重要なのは、各大学における法学の専門教育が多様な要請の中から明確な指針を示し、各大学が目指す教育方針や目的に沿って、また受けいれた法学履修者の将来への志望との関係で、それらに濃淡を設けることであって、それは可能であり、かつ、必要な事柄である。特に今日の大学の現状においては、期待や要請が極めて多様であることから、目標を明確にすることが重要であろう。ただ、その中でも、上記のAはすべての基本であり、十分な修得が求められる。またこれらの基本的素養は、単に知識として獲得が期待されるだけでなく、現実の社会生活でこれを生かすための方策を修得することもまた、極めて重要である。

(3) 特定の法学分野を深く学ぶことで得られる素養

既に見たように、伝統的な法学教育では、法学の各分野について広く様々な科目を履修することが期待されてきた。しかし今日では、大学教育のユニバーサル化が進行し、すべての大学で一律の内容の法学教育を行うことは現実的ではなく、また大学に求められる要請にも適合しないであろう。むしろ大学教育においては、その教育理念との関係で具体的な法学の履修に関する目的を明らかにしつつ、個別の科目の履修によって得られるべき内容を明確にする必要がある。またそれとの関係で、どのような能力の修得が必要であるのかを明らかにした上で、その目的に即して科目などの選択にも濃淡を設けることが重要である。その前提として、具体的にどのような科目を、どの程度履修させるべきかが問題となろう。以下では、各法学分野に即して、その科目を履修することで得られると考えられる基本的な素養について、具体的に示すことにしよう。

① **公法学** 公法学は、個人の尊重を基底とし統治の基本的枠組みを定める憲法や憲法的諸価値の具体化をはかる行政法等を対象とする。公法学を学ぶことで、国をはじめとする公共団体の組織と権限、公権力の行使にあたって必要な法的根拠と踏むべき手続、違法な公権力の行使に対する不服申立ておよび賠償請求の手続、憲法上保障された様々な権利の範囲やその制約の合憲性を判断する基準等を知ることができる。国や地方公共団体の選挙での投票や各種の直接請求等の市民による政治参加の仕組みや条件を学ぶことは、われわれの意見を政治の場に反映する上で役立つ。公法上の知識は、情報公開法や情報法等、関連する分野を学ぶ前提ともなり、労働法、社会保障法、知的財産権法等、公法の組織・手続等を利用する他の法分野の理解を進める上でも役立つ。より一般的には、社会全体の中長期的利益を実現する公的権力の存在理由とそれに対する法的統制の必要性と論理を理解することができる。

② **民事法学** 市民生活の基本法としての民法をはじめとして、会社法や民事訴訟法などを学ぶことによって、人が社会の中で生きる上での権利と義務という基

本的なルール(契約という自分たちでのルール作りを含む)を理解し、自分で判断し自分の行動に責任をもてる、現代市民としての基本的な素養を身に付けることができる。また民法の考え方は、民事法体系の幹にあたるものとして他の法律の考え方の基礎にもなっており、他の様々な法律の学修にも役立つ。具体的には、民法の学修では、所有権、売買・賃貸借等の契約、不法行為、物的担保、保証等、社会生活を安全に営む上で不可欠の法律知識を得ることができるという現実的な利益があると同時に、法学ないし法律学の入門知識を得ることにもなる。また、民法では基本的にはわれわれの社会における私的生活一般に妥当する法的規律を、商法や会社法ではそこから商取引法の世界に特化したルールを学ぶことになり、民事訴訟法では、裁判所による民事紛争の解決方法を学び、手続を通じた権利の実現という考え方を修得することができる。

③ 刑事法学 刑事法は、感情的・情緒的判断や場当たりの思考を排して、法の目的や存在理由を基礎とする合理的な論理を用いて一般化可能な結論を導出するための訓練をするのに、最も適した法分野であるといえよう。社会一般の人々が、刑罰権行使を安易に認める方向に流れがちとなる場面で、合理性ある論理を用い、一般化可能な結論を導く能力を学生に身に付けさせることは、その教育の中心に置かれるべき点である。

刑事法の内容は、社会秩序の維持と、特に犯人と疑われた者(および犯人であることが裁判手続により確認された者)の人権の保障、また最近では犯罪被害者の手続参加の導入による諸利益の調整の上に成り立っており、利害の調整を人間の継続的な営みとして実現できるように、一定の法制度・法技術にまで高められているところに特色がある。利害調整がそのつどの人の判断に委ねられるのではなく、法技術・法制度により実現される仕組みとなっていることを理解させることも重要である。

さらに、国家刑罰権の根拠・限界と正当化理由をめぐる諸問題は、誰もが深く考えるべき事柄であり、刑事法学を学ぶ中で、過去と現在の諸見解と対決しつつ思索を深めることが可能である。

④ 社会法学 社会法学は、契約の自由や私的所有権の絶対性という「市民法の原理」を修正する意味を持って登場した法学の分野である。社会法学を深く学ぶことによって、抽象的で理念的な市民法原理の限界性を知り、それを修正し実質化するために、社会に生きている具体的な人間にとって必要な法原理について、一般的な素養を身に付けることができる。労働法の学修では、実質的には対等ではない労使間での権利・義務を根拠づける様々なルールや、労働条件を決定するシステムを学び、働く人々が健康的で人間らしい生活を送るための法のあり方について理解する。社会保障法の学修では、現実の社会で、貧困や生活上の危険に直面する人々の生存や尊厳の保障を理解する。経済法の学修では、自由主義経済の商品・サービスの取引分野で、事業者が行う経済活動に国が介入するときの根拠となる各種の法の仕組みについて、理解を深めることができる。

⑤ **国際関係法学** 国際関係法学は国境を超える法律問題を取り扱う。国際関係法を通して、国家間の権限関係(国際法)、国家と国際組織の関係(国際組織法)、国際人権保障(国際人権法)、経済・貿易制度(国際経済法)、環境保護(国際環境法)、準拠地法の選択問題(抵触法・国際私法)など、一連の実定法秩序を学ぶことになる。これにより、グローバル化した社会における実体規範や紛争解決手続などの制度的な仕組みを理解することができ、さらには国家の枠組みを超えた平面での個人の諸権利実現、義務履行についての基本的知識を修得できる。国際(公)法は、従来、管轄権や領域など、国家間関係を主な規律対象としていたが、国際協調が求められる今日では、国際基準の遵守が国内法制度および執行の仕組みと密接に関わってきている。

⑥ **基礎法学** 基礎法学の学修から得られる素養は、一般的に言えば、現行実定法を相対化する広い視野をもって、法現象の基礎にある諸問題を学際的・多角的に理解することである。具体的には、法哲学の学修は、社会の規範秩序たる法の根本的な特性・理念や法学の認識論的基礎の哲学的反省により、実定法を批判的に吟味する能力を磨く。法社会学の学修は、実証と理論の両面から社会科学の方法を法現象に応用する能力を磨き、法と社会的現実との相剋・相互作用関係の理解を深める。法史学の学修は、法の歴史的変遷を展望して現行法の諸原理の由来の理解を深め、現行法が「ほかでもありえた」可能性や「今後、ほかでもありうる」可能性を自覚させる。比較法学の学修は、日本法とそのモデルとなった外国法やそれらと性格・社会的背景を異にする他の外国法との異同を自覚させ、日本法・外国法双方の特色、さらには様々な社会の文化とその法との相互関係についての理解を深化させる。

⑦ **新領域** 法律学は社会生活上の様々な領域の問題と関わっていることから、一方ではその体系性を維持しつつ、新たな領域に関して発生した問題を解決するための理論枠組みを模索し構築してきた。新たな対象に対して学際的な方法により確立しつつある新領域には、法と心理学、法と経済学、環境法、ジェンダー法、立法学、サイバー法、法情報学等がある。これらの新領域を学ぶことの意義としては、まず新しい対象領域についての知見を得ることにある。伝統的な法学では正面から取り上げなかった問題群がいかんして新しい法律学の課題となりうるのかを、これらの新分野の専門的知見を得ることで知ることになる。さらには、方法論の側面からの学際化の認識である。これらの分野の学修により、伝統的な法解釈学の方法の特性の理解が深まり、現代社会が抱える問題に総合的にアプローチする手がかりを得ることができる。

(4) ジェネリックスキル

法学を学ぶことによって、個々の専門的知見のほかにも獲得することができると思われる一般的なスキルがある。それらの中には、たとえば以下のことがある。

① **人権感覚** あらゆる人は、侵すことのできない基本的人権を保有し、それが最大限尊重されるべきことを抽象的な知識としてだけでなく具体的に知る。憲法をはじめとする様々な法制度において、基本的人権の尊重が極めて重要とされていることを学修する中で、人権に配慮した行動への深い洞察力と、様々な人びとが皆保有する権利としての人権に対する鋭敏な感覚を養うことができる。

② **「公」と「私」等の区別** 同じことをしても、許される場合とそうでない場合がある。法においては公共的な決定と私事の決定は区別されていることを学修する中で、われわれが市民として社会生活をおくるときにも、公式、非公式、場所と時間帯等の状況により、適切な行動を選択しなければならないことを知る。

③ **調整能力** 法学の学修においては、具体的な裁判事例や仲裁、和解事例の研究などを通じて、法的紛争の解決について学ぶ。その際、そもそもこれらの紛争の基礎には様々な利害の対立が存在し、それをめぐる見解の対立が紛争を引き起こしていることを学ぶ。したがって、法学を学修する者は、そもそも人と人の間には、潜在的・顕在的に様々な意見や利害の対立があり、それらが紛争になりうることを認識する。それと共に、これらの対立を回避し、あるいはいったん発生した紛争についても、それを克服するために、対立する利害や考え方の違いを分析し、その争点を明確化して、その問題点を克服するための方法などについて工夫をし、話し合いをする技法を身に付けることになる。それを通じて、紛争における対立をできる限り調整する仕方などを、経験的に身に付けることができる。グローバル化によって複雑化している社会では、このような社会における調整能力が重要な意味を有する。

④ **弁論能力** 自分の主張を相手に理解してもらうために、順序だてて、論理的に話す能力を高めることができる。そのことは、相手の主張をはじめから否定するのではなく、相手方の主張の趣旨を分析・理解した上で、自分なりに論理を補いつつそれに対して合理的な反論をする、という能力を身に付けることにもつながる。優れた弁論とは、単に自己の主張の根拠となる事実や理屈の提示がなされていることに尽きるわけではない。司法の特徴である敵対的口頭弁論に触れることにより、常にありうる反論を意識して、適切な留保を付けるなどの備えができるようになる。また、逆に、相手の弁論の問題点を指摘して、反論する能力も鍛えることができる。さらに、話す速度や話し方の適切さなどの弁論の技術も、身に付けることができる。

⑤ **交渉力** 法学を学ぶ場合には、契約をめぐる様々な法理を学修し、その法的効果を考える中で、「契約」の持つ意義と機能を理解し、約束の履行やそれが守られない場合の対処方法などの基本的な考え方を修得することができる。これらは、社会生活上、約束したことを守るといった社会的なルールを尊重することであり、ルールが守られない場合にはそれを守らせるために相手方に働きかける交渉力を身に付けるという、極めて重要な基本的スキルである。

⑥ **組織マネジメント能力** 法学においては、公私を問わず様々な法的組織に関する問題が取り扱われる。これらを通じて、法学を学修する者は、団体や組織

に関する理解を深め、またそれらが活動する際の仕組みを認識する。社会を構成しているこれらの団体や組織では、一定の目的のために多数の人間が共同して活動し、その過程で一定の意思を形成しそれに従って行動することが求められる。そのため、団体・組織内のルールを作成すること、またそのルールや権限配分、具体的意思決定などにおいてマネジメントする能力が必要となる。法学を学修する者は、このような団体・組織の形成、そのための会議のリード、記録文書の適切な作成、関係者への情報伝達のシステムの構築など、様々なスキルを修得することができる。

⑦ **危機管理能力・指導力** 社会生活一般において、特に団体の組織的な活動においては、様々な問題が発生するが、それらを適切に処理する能力を有する者が必要である。たとえば団体内部でも、様々な構成員の行動によってトラブルが発生し、その処理が求められることが多い。このような場合に、その処理を合理的な手続に従って行うことは、団体の規律と責任の所在を明確にし、その健全な活動を確保するために不可欠である。法学の学修では、適正な手続の持つ意味を理解し、それに従って責任をもってこれらを処理する基本的な素養が獲得できる。

5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(1) 大学教育のユニバーサル化と法学の専門教育

大学進学率の大幅な増加によるユニバーサル化に伴って、法学教育への需要が極めて多様化している現状に鑑みて、法学の学修内容・方法もこれに対応した改変が必要である。伝統的な法学の教育は、多様な目的を有するものの、一般には社会のリーダーを養成することを目的とし、その方法もその目的に規定されていたといえる。大学における法学教育の基本は伝統的に、様々な法分野の講義が中心であり、履修者がその講義によって獲得すべき内容は、必ずしも客観的に明確にされていたわけではなかった。むしろ各担当教員が各人の学問観・教育観や関心に従って講義を行い、その内容も決定するものとされ、履修者はそこから「学問的な薫陶」を受けることが期待されていた。しかし、このような方法は、今日のユニバーサル化した大学の学生に対する教育方法としては、一般的・無条件に適切なものとは言い難い。講義形式自体は一定の学問内容を伝達する方法としては有効ではあるが、それによって十分にその内容が学生に伝わり、その理解を向上させることができるという保証はない。これらの点については、各大学が、それぞれの置かれた現状を十分に認識し、それに基づいて設定された具体的教育目的に沿った教育方法を確立するための方向、およびその成果を判断するための要素を明らかにすることが必要である。

(2) 法学教育の方法

法学の教育方法に関しては従来からの伝統的な方法として、(a)比較的大人数での講義方式、(b)少人数による演習形式での教育、(c)卒業論文やゼミ論等の作成指導

などが行われてきた。また、この他にも、(d)法学や広く社会科学に関する古典文献、その他の文献の講読がある。さらに新しい方法としては、(e)実習・現場教育(フィールドワーク、社会調査、裁判の傍聴など、社会の現場と直結した教育)、(f)プレゼンテーション能力を高めるためのインセンティブをもたらす、他大学との定期的な合同演習や、ディベートの方法を取り入れた演習などもある。

(a)講義方式 法に関する基本的な考え方や個別知識の教授に有益であり、今後ともその必要が全くなくなるとは考えられない。もっとも、その具体的方法は大いに検討される必要があり、教員の側からの一方的な教授の方法は、必ずしも学生の集中力を一定時間持続させることができず、また聴講する学生たちがその内容を理解し得ているかの検証も十分とはいえない。双方向的な授業による検証などを十分に取り込んで、聴講する学生の能力に合わせてそれを向上させるための方法を開発することが不可欠である。双方向的方法により講義に参加するための学生の事前の準備は極めて重要であり、その周知徹底の方策が確立されるべきである。

(b)演習 法学教育では、法的判断について自己の意見を他人に明示し、異なる意見を持つ者との対話、説得を通じて結論を探求することが求められる。そのためには自己の見解の明確化と議論や説得の能力の涵養が不可欠である。このためには、演習の方法により、一人一人の能力を向上させるための取り組みが求められる。ここでは学生の自主性が最大限尊重され、学生たちが自ら問題を発見し、課題を設定し、教員のアドバイスを得ながら、問題解決を試みることになる。

(c)論文作成 わが国の教育一般を通じて、論理的な文章の作成能力の涵養が必ずしも十分になされていないことから、法学の分野において卒業論文等を作成することは、重視すべき課題である。学生は、まず自らの問題意識を掘り起こして、教員の指導を受けながら法律論文としてとりあげるべき課題を設定し、それに従って内外の文献や判例を調べ、論理的な文章を作成するという作業を行うことによって、論理的な思考と文章表現の能力を養うことができる。

(d)文献講読 今日の一般的な学生の文章読解力のレベルなどを考慮すると、古典的文献の講読等は重要である。たとえば、法学部学生が読むべき基本的な図書を推薦し、読むことを習慣づけること、その際、古典とされている文献によって法のあり方の原理について学ぶと共に、日本社会に大きな影響を与えた訴訟事件、司法関係者の活躍についての書籍を読むこと等を通して、法と社会の関係を具体的に理解させることも有効と考えられる。

近年、試みられている方法としては、先にも述べた(e)実習等や(f)プレゼンテーション能力の向上の方法もある。これらは、学生の学修意欲を高める方法として、(a)から(d)の方法を補足するものであるが、現場の人々の経験を知り、司法の現場を体験すること、あるいは、書籍で読んだり講義で学んだりした知識を確認することを通じて、新たな発見をもたらす機会にもなる。

もっとも、法学の学修を実効的なものにするためには、いくつかの極めて困難な現実的な問題がある。その第一は、法学専門教育の学修に対する学生の具体的なイ

ンセンティブの希薄さである。これは、法学教育の目的が多様であるため、目的が不明確である場合に、学生が抱く進路に対する希望や目指す未来像が定まらないことに由来する。そのために、法学の履修をはじめた学生の多くは、積極的な勉学意欲を持つことが困難であり、専門教育への積極的な問題関心や学問的興味を得ることができないこともある。このことは、大学入学時およびそれに続いて行われる初期のオリエンテーションが極めて重要であることを意味する。

第二は、法学の学修が大部分の学生にとって全く新たな勉学の方法を伴い、大学入学以前に体験してきた様々な科目の勉学方法とは大きく異なっている点にある。法学は社会生活に直結し、しばしば「大人の学問」といわれるが、それは法学が、多様な価値観、多様な考え方の中で、一つの「正解」を求めるのではなく、より妥当な解決を目指すものであることによる。学生たちは、法学が有するこうした複雑さに備えなく直面して混乱すると共に、そこにある法論理や法理のある種の抽象性に違和感を覚えることがある。多くの法学分野の履修においては、これまで、様々な分化した専門法分野の履修が個別のカリキュラムに沿って求められてきた。しかし、これらの全体に鳥瞰図を与えるための方策が必ずしも十分ではなく、学生は海図なしに未知の大洋に送り出されたかのような不安感をもち、自分が学修している分野の具体的な位置づけを得ることが極めて困難であることなども、そうした違和感の原因の一つであると考えられる。

したがって、このような難点を払拭するために、抽象的な法理論と現実の身近な課題とを架橋するような授業内容の工夫や、法の実際を自分の問題として体験できるような機会も必要であろう。また、適切な読書の指針を示したり、学生たちの自主的な活動を促進したりすることで、学びに向けて明確なインセンティブの形成を支援することが有効であろう。それらは、個々の大学において、様々な工夫がなされるべきである。

(3) 評価の観点

一般に、法学における教育結果の評価は、他の社会科学諸分野の評価と共通性がありつつも、法学の固有の性格を反映した特徴を持っている。前に述べたとおり、法学は、様々な異なった価値観、利害に応じた意見や主張が存在することを認識の前提にしつつ、それらの考察にはその基礎にまで立ち返って考察・検討することを重視している。そのため、学修の評価にあたっては、様々な異なった見解やその背後にある様々な価値観などを十分理解した上で、それらを適切に調整しつつ適切な論拠を探し出し、具体的な結論に至る論理を構築することが重視される。様々な学説や条文、裁判例、具体的事件等の情報を裏づけにしつつ、論理的に議論を組み立て、ある一定の結論を導く能力が、評価されるのである。

しかしながら、法学を学びはじめたばかりの者にそうした能力がすぐに育成されることはない。法学を学修する者は通常、タイプやねらいの異なる多種多様な授業科目とそこでの多様な学修内容に触れることで、少しずつそのような能力を身に付

けていくことになるのである。それゆえ、法学の専門的な学修に対する評価は、それぞれの授業科目において学ぶ者が理解し身に付けるべきものを明確に想定しながら、それに焦点を合わせた評価基準を設定して行われることになる。たとえば、様々な異なった見解を学び、その背後にある様々な価値観等を十分理解させることをねらいとした授業においては、特定の学説やその基盤にある法理論がどのようなものか、それが具体的な事象にどのように適用できるのかを十分理解していることが、評価において重視されることになる。そのような部分的な学修が適切に組み合わせられ、積み上げられていくことで、法学を学ぶ者は次第に多面的で総合的な能力を身に付けていくことになる。

個々の科目における評価のあり方は、教育目標、知識のレベル、教育方法などにより異なっている。知識の修得の程度が評価される場合もあるし、知識やスキルを使いこなして、ある課題を一定水準まで達成することが評価される場合もある。教育方法別に評価のあり方の大まかな特徴を述べれば、次のとおりである。

- (a) 講義方式 比較的大人数での講義方式では、法に関する基本的な考え方や個別知識の修得の程度を確認すると共に、それらを用いて適切に特定の事象や課題を分析したり説明したりすることができるかどうかを評価することが一般的である。
- (b) 演習 少人数による演習形式での教育では、そこで取りあげられたトピックに関して基本的な考え方や個別知識を修得したかどうかという点と並んで、自分なりの意見を適切にまとめ、異なる意見を持つ者と対話していく中で、より高次の認識の次元に至ることができたかどうか等もまた、重要な評価の視点となる。
- (c) 論文作成 卒業論文やゼミ論文等の場合には、その内容は課題やアプローチによって極めて多様であり、一律の評価尺度や達成すべき水準の指標は存在しない。もちろん、先行研究や内外の文献や判例を適切に調べているかどうか、それらを活用して論理的で一貫性を持った議論が展開されているかどうか、実証や論証の手続きが厳密であるかどうか、学術論文としてのルールや作法が遵守されているかなど、卒業論文やゼミ論文等として評価すべきポイントは多岐にわたる。しかしながら、何をどのぐらい重視して評価するかについては、それぞれが、教育課程全体の中で果たす役割に照らして適切に判断されるべきであり、またそのことについて教員間の理解の共有が図られるべきことは、他の教育方法と同様である。
- (d) 文献講読 法学や広く社会科学に関する古典文献、その他の文献の講読に関しては、その文献自体の適切な理解と並んで、その文献の背景にある文脈や含意、その文献から読みとったものを一般化しつつ他の事象に応用していく能力などもまた、評価の対象として重視される。
- (e) 実習・現場教育、(f)プレゼンテーション能力の向上等では、学生の行動や発言を教員が注意深く観察することが、評価にとって重要な手がかりとなる。実習や現場教育、合同演習やディベートを通じて、学生が何を感じ、何を考えたのかということこそ重要な評価のポイントであるからである。本人が事後的にふり返って問題

点を省察し自己改善につながることも、重要な評価の手がかりになる。授業場面での観察であれ、事後的なふり返りであれ、それを評価するにあたっては一律の評価尺度や達成すべき水準の指標は存在せず、どの要素をどう評価していくかは、深い知識を有する評価者の高度な評価・判断能力に依存することになるが、これらを明確に意識して行うことが重要である。

法学教育においては、このような多様な評価が組み合わされて用いられる。学修の最後に行われる総括的評価では、学理的な知識・技能の修得やその活用に重点を置いて総括的な評価がなされる場合もあろうし、学んだ知識・技能を実践的・応用的に使いこなす力量に重点を置いて総括的な評価がなされる場合もあるであろう。それぞれの大学における目標の設定の仕方や、それぞれの授業のねらいによって、多様な方法と多様な評価の仕方が採用されることは、多様な特長を有する人材を社会に送り出すという意味で、尊重されなければならない。

6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

(1) 教養教育と法学専門教育との関係

法学を学ぶ者は、市民性の涵養という観点から、法学以外の多様な分野の教育や一般的な教養教育も併せて学ぶことが求められる。それは、他分野の専門家との間で意見を交わし、協働し、市民として適切に社会に関わっていく基盤となる。

現実の社会が抱える様々な問題は、単に法的な事象として存在しているわけではなく、政治・経済・文化等が複雑にからまり合った事象として存在しているのが普通である。近年は、科学・技術に関する知識もまた現実の社会の問題を考察する際に必要になってきている。それゆえ、法的な事象を扱おうとする際には、しばしば、政治学・経済学・社会学などの近接した専門分野の知識を参照することが求められるだけでなく、広く人文・社会科学や自然科学についての理解もまた求められる。幅広い多様な知に触れることが、法的な事象の背景にある人間存在が有する玄妙さや社会や自然の複雑な構造についての多様で立体的な見方を学ぶ機会になるはずである。特にこの観点からは、一般的な教養教育の意義が軽視されてはならない。幅広い多様な知に出会うという意味で、バランスのとれた認識や判断の基礎を形成する機能を持っているからである。

このように、法学を学修した者が、職業人として、または市民として、十全に活動していくためには、深い人間理解や適切な社会現象の理解、さらには自然科学への理解などが重要であり、法学を専門に学ぶ者はそのような教養を十分備えることによって、われわれが生きる世界についての多様な見方を理解することが可能になる。

また、深い人間理解や鋭い社会観察の目を作っていくためには、大学生活の間に授業を通して学ぶものだけでなく、自主的な読書や様々な経験・出会いを通して得

られるものも重要である。法学の学修で得られる知識・素養が現実的に活かされるためには、人間や社会に関する十分な知識や判断能力を持つことが必要であり、その知識や判断能力の一部分は、正規の授業の外で学生生活全般を通して学ばれるはずである。

このように、法学以外の専門分野、一般的な教養教育、大学生活から学ぶものなど、多様なものの学修は、法学を専門に学ぶ者にとって、市民性の涵養のために、また、それを通じて法学専門教育の修得をより一層充実させるために、欠かせないであろう。

(2) 法学部における専門教育の基礎としての法学基礎教育

法学部における専門教育にあたり、その基礎としての教育(法学基礎教育)を充実することもまた極めて重要である。法学の専門教育の分野は、前述のように多岐にわたるが、従来、法学の専門教育を行うにあたり、その全体を鳥瞰し、具体的法分野とその特色とを明示する教育は必ずしも確立されてはいなかった。そのために、学生にとって専門教育は断片的となり、真の意味での理解に達しているとはいえ、各専門教育の効果も十全とは言い難い状態にあった。このような問題点を解決することは、専門教育の向上に有益であるといえる。法と社会の関わりを大きな視野から考察する機会を確保することは、自分が学修する専門分野の位置を明らかにすると共に、その学修の社会における意義を自覚することにつながる。

法は社会における人間生活全体に関わり、特に国内・国際政治に深く関わっている。したがって法制度は、決して抽象的な存在ではなく、その基礎には様々な法政策的考慮が存在する。ときに現行の実定法の解釈だけでは解決することができない問題が生じるが、その解決は政治問題でもある。この意味で、法学の専門教育は政治学のそれと深く関わるといえる。同じことは、社会の経済システムとの関係でもいえる。これらの関連性を考える契機となる事項の教育も、法学教育にとって極めて重要である。法学基礎教育は、このように、法のあり方を俯瞰的に、また、総合的に示すことによって、専門教育の基礎づけをはかるものとして位置づけられる。

また、法学基礎教育の内容は、法学専門教育の目標の一つである法的リテラシーを有する「法的市民」の育成を念頭におくものとして考えることもできる。次に掲げるのは、そのような観点に立った場合に考えられる内容の一例である。ただし、あくまでも参考であり、何がどう教えられるべきかは、基本的にはそれぞれの大学・教員が考え、工夫すべきものである。

- ・ **頻度の高い具体例の理解** 一般市民として社会生活上遭遇する法にかかわる判断が必要とされる事象のうちで、社会内で個人が最も頻繁に遭遇する事柄について対処法を身に付けることを主たる目的とする。この場合には、たとえば不動産売買・賃貸借、交通事故の損害賠償、消費者問題、離婚、相続、保険、労働問題、医療過誤などの典型的な事例について、法が日常生活に深くかかわっていること

を認識することを目的とする。このことは、法分野ごとの体系的理解に優先してよい。

- ・ **司法制度の利用の仕方** 司法制度について広く学修することも極めて重要である。一般市民生活において法律問題が生じた際の情報収集のために、法律相談、法テラス、法律事務所等の利用法、さらに、調停の申立て、様々な訴訟提起の仕方、強制執行、保全、差止請求、不服審査請求などについても、それらの概要を学び、これらの手段が使えるようにすること、そのために、弁護士、司法書士をはじめとした法律専門家を活用できるようにすることなどが有用である。
- ・ **グローバル化への対応** 個人が海外で出会う法的トラブル、日本国内で外国籍企業や多国籍企業の経営や労働関係をめぐり発生するトラブル、さらに外国人労働者とのトラブルなどの解決法と予防法等について、身近な事例を中心に学ぶことも推奨される。その際に必要な最低限の外国語力の養成と、外国法、異文化についての最低限の理解を身に付けることが必要となる。
- ・ **市民性の涵養** 高校までに学んだ、日本国憲法を中心とする国家の規範構造の理解を深化し、そこに盛られた民主主義と基本的人権の尊重について市民として十分な理解を得ることが必要である。さらに、法学を学ぶ中で派生的に、人種、民族、ジェンダー、セクシュアリティ等、マイノリティをめぐる諸問題について理解を深めることも推奨される。

また刑事裁判では、裁判員制度の導入を受けて、市民が参加することなど、市民性の涵養が重要になっている。そうした刑事裁判における原則のみならず、警察、検察の役割や、受刑者の刑務所での処遇、出所後の生活環境など、刑事司法についての基本的な考え方と制度の理解は、極めて重要であるし、具体的な冤罪事件の歴史について学ぶことも、極めて有用である。

- ・ **日本の法曹についての知見** 書物にまとめられている社会に大きなインパクトを与えた基本的な事件に精通し、また、最高裁、検察庁、法務省、日弁連の仕組みとそれを代表する人物が活躍した歴史についても知ることは、司法の具体的理解に有用であろう。

(3) 教養教育としての法学教育

法学を学ぶことは、それ自体、市民としての教養の一つとして役立つ。法律職以外の職業に携わる者にとっても、また一般市民生活においても、社会生活を営む上での一般教養として、法学を学ぶことは有益である。特に、憲法の定める民主主義、基本的人権の尊重などの理解は、すべての市民の生活全般の基礎となるものである。たとえば、最近では、刑事事件において裁判員制度が導入され、すべての市民が刑事裁判に関与する可能性があり、刑事裁判についての正確なものの考え方(とりわけ、犯人と疑われた者や犯人であることが裁判手続により確認された者にも、様々な基本的権利が保障されなければならないことや、手続の全般にわたり無罪推定の原則や「疑わしきは被告人の利益に」の原則が妥当すること)の普及が重要になっている。

広く市民が法学を教養教育として学ぶことは、わが国の社会における一般の法的リテラシーを向上させ、法学教育を修得した者のリテラシーとあいまって、上述のように、民主主義を基礎にした安定した法治社会の形成に寄与すると考えられる。

7 法学教員の問題

最後に、以上に示した課題を実現するためには、様々な法学教育の必要性に見合った教育を遂行する能力を持つ「法学教員像」を明確にする必要がある。法学はますます専門分化が進行しており、それらの研究に従事する研究者も専門化が進行して、自分が専攻する分野の特定の事項に関心を限定しがちである。大学の法学教育にもこのような研究の傾向が濃厚に反映されており、それぞれの科目を法学全般の中に位置づけることが、ややもすると怠られる傾向にある。

たしかに、法学教員は各分野の専門的研究を通じて専門に関して研鑽を積み、その結果を踏まえて教育を行う能力を有する必要がある。しかしそれだけではなお不十分であり、そこから進んで自己の専門分野をより広い観点から位置づけて、それに基づいた専門教育を行うこと、さらに、法学の全体像をも説明しながら、十全な知識と素養を初学者に教授できる能力を開発することが必要である。特に法学を学びはじめた学生の初期の教育において、このような必要性は大きいといえる。

専門教育を行うための基本は、市民としての良識であり、また広く法学を鳥瞰しその社会的意義を明らかにしうる教育力である。加えて、ことに初学者に対しては、権威主義的な教育姿勢を排し、平易な用語や身近な設例を用いた教授法を採用する必要もあろう。法学教員の養成においては、あらゆる分野で、研究能力と共にこのような教育能力を有する者の養成が求められている。

法学は、法学の専門教育を受ける者にとってだけでなく、より一般的なかたちで大学における教養教育の一環としても、必要な科目である。このような法学の一般教育としては、市民生活における法律問題についての最低限の知見を教授することだけが唯一の方法ではなく、各分野・問題に即したかたちでの法学の教授などが考えられるが、同時に、それらを可能とする法学教員の養成が不可欠である。これらについては、今後、議論や検討が必要であろう。

<参考資料 1> 法学分野の参照基準検討分科会審議経過

平成 22 年(2010 年)

- 11 月 25 日 日本学術会議幹事会 (第 112 回)
大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 法学分野の参照基準
検討分科会設置

平成 23 年(2011 年)

- 1 月 27 日 日本学術会議幹事会 (第 115 回)
法学分野の参照基準検討分科会委員決定
- 3 月 8 日 分科会 (第 1 回)
役員を選出
今後の進め方について
- 3 月 17 日 日本学術会議幹事会 (第 117 回)
設置期間の延長
- 4 月 19 日 分科会 (第 2 回)
参照基準の策定について
- 5 月 30 日 分科会 (第 3 回)
英国 QAA サブジェクト・ベンチマーク・ステートメントについて
参照基準の策定について
- 6 月 20 日 分科会 (第 4 回)
大学の大量化を前にした法学教育のあり方について
参照基準の策定について
- 7 月 11 日 日本学術会議幹事会 (第 129 回)
大学教育の分野別質保証推進委員会 法学分野の参照基準検討分
科会設置および委員決定
- 8 月 2 日 分科会 (第 1 回)
役員を選出について
- 8 月 2 日 公開シンポジウム「法学研究者養成の危機と打開の方策-法学研究・
法学教育の再構築を目指して-」共催
- 9 月 13 日 分科会 (第 2 回)
大学の大量化に対応した法学教育について
参照基準の策定について
- 10 月 25 日 分科会 (第 3 回)
- 12 月 5 日 分科会 (第 4 回)
- 平成 24 年(2012 年)
- 1 月 24 日 分科会 (第 5 回)
- 3 月 7 日 分科会 (第 6 回)
- 3 月 16 日 日本学術会議幹事会 (第 148 回)
分科会設置期間の延長

- 4月10日 分科会（第7回）
シンポジウムについて
参照基準の策定について
- 5月29日 分科会（第8回）
- 6月27日 分科会（第9回）
- 7月21日 分科会（第10回）
公開シンポジウム「これからの法学教育-法学分野の参照基準を考える-」
- 10月26日 日本学術会議幹事会（第163回）
分科会設置期間の延長
- 11月30日 日本学術会議幹事会（第166回）
大学教育の分野別質保証推進委員会法学分野の参照基準検討分科会 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野」について承認

<参考資料 2> 公開シンポジウム

「これからの法学教育－法学分野の[参照基準]を考える」

日時： 2012年7月21日（土）13:00～17:00

場所： 日本学術会議 講堂

次第

総合司会

井上達夫（日本学術会議会員、法学分野の参照基準検討分科会副委員長、東京大学教授）

浅倉むつ子（日本学術会議会員、法学分野の参照基準検討分科会幹事、早稲田大学教授）

開会挨拶 13:00 ～ 13:05

池田眞朗（日本学術会議法学委員会委員長、大学教育の法学分野の参照基準分科会委員、慶応義塾大学教授）

第1部：報告及びコメント 13:05 ～ 13:25

- ・大学教育の分野別参照基準案の作成について

広田照幸（日本学術会議連携会員、日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会委員、日本大学教授）

- ・参照基準案の概要について 13:25 ～ 14:50

報告1「法学分野の参照基準案作成の基本的立場」

河野正憲（日本学術会議会員、法学分野の参照基準検討分科会委員長、福岡大学教授）

報告2「法学分野の参照基準案について」

河合幹雄（日本学術会議特任連携会員、法学分野の参照基準検討分科会幹事、桐蔭横浜大学法学部長・教授）

- ・コメント

小幡純子（日本学術会議会員、法学委員会副委員長、上智大学教授）

松本恒雄（日本学術会議連携会員、一橋大学教授）

内藤光博（専修大学教授）

休憩 14:50 ～ 15:00

第2部：パネル・ディスカッション 15:00 ～ 16:55

- ・閉会挨拶 16:55 ～ 17:00

浅倉むつ子

- ・閉会 17:00

主催

日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会・法学分野の参照基準検討分科会、法学委員会